2017.9.19

横山「別添資料」

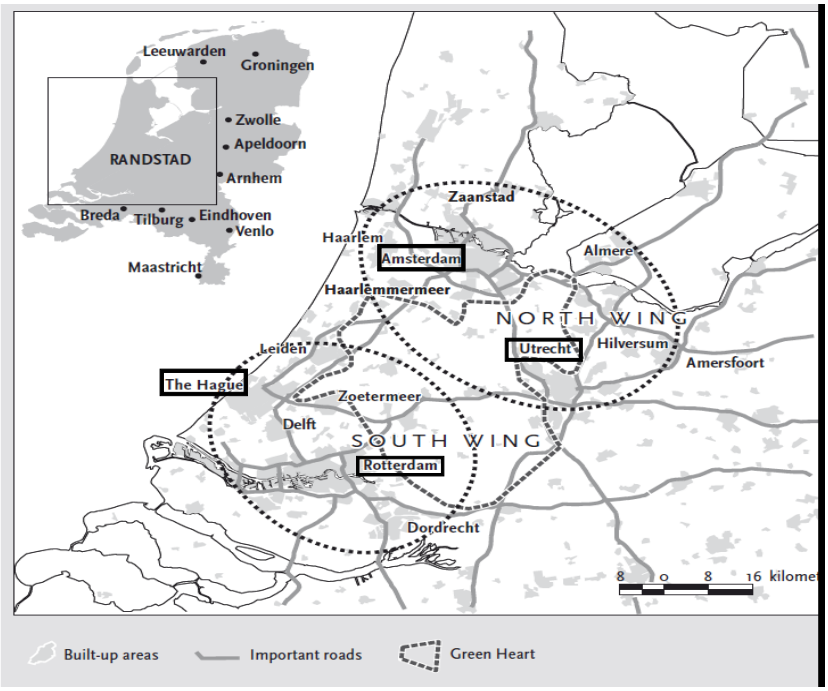

図 1. ランドスタット地図

出所：Meijers (2007: 33), “Figure2.1 The Randstad”に ▭ を加筆

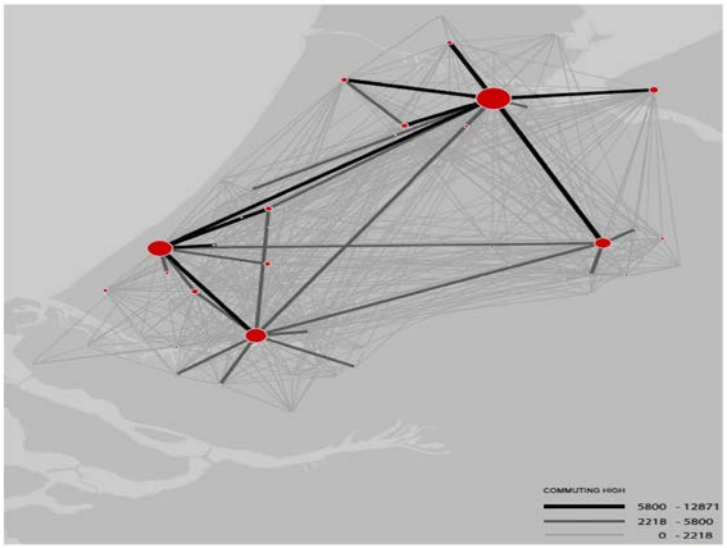

図 2(1). ランドスタット内の高学歴労働力の通勤に関するリンク強度

出所：Burger, van der Knaap and Wall (2014: 832), “Figure 5. Commuting of highly educated workforce in the Randstad”

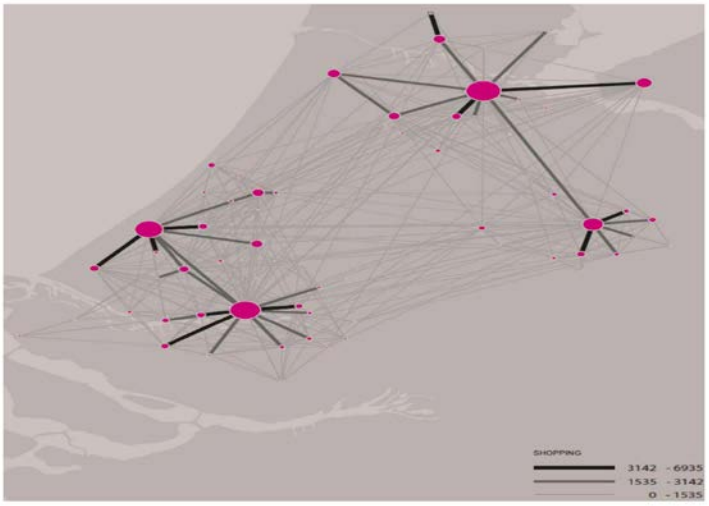

図 2(2). ランドスタット内のショッピングに関するリンク強度

出所：Burger, van der Knaap and Wall (2014: 833), “Figure 6. Shopping in the Randstad”

図 2(3). 企業内（本社・支社）関係に関するリンク強度

出所：Burger, van der Knaap and Wall (2014: 835), “Figure 8. Intra-firm relations in the Randstad”

表１．日本の都市区分

地方公共団体の区分

地方公共団体の種類について

地方自治法§1－3、§8、§252－19、§252－22、旧§252－26－3		
普通地方公共団体 ※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。	都道府県	
	市町村	指定都市 要件：人口50万以上の市のうちから政令で指定
		中核市 要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
		施行時特例市 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）による特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市（※）である市 ※特例市制度 要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
		その他の市 要件：人口5万以上ほか
		町村
特別地方公共団体	特別区 ※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度	
	地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 ※特定の目的のために設置されるもの	

大都市等に関する特例

指定都市・中核市・施行時特例市制度の概要

区分	指定都市	中核市	施行時特例市
要件	・人口50万以上の市のうちから政令で指定	・人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定	・特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市
事務配分の特例	・指定都市・中核市・施行時特例市のまな事務		
関与の特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	・なし
行政組織上の特例	・区の設置 ・区選挙管理委員会の設置等	・なし	
財政上の特例	・地方道路譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） ・宝くじの発売　等	・地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）	
決定の手続	・政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	・なし

出所：総務省ホームページ「地方公共団体の区分」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html　<2017.9.18>

表 2. 指定都市・中核市・施行時特例市の都市名（人口数）

指定都市・中核市の指定状況等

	指定都市 （人口50万以上の市のうちから政令で指定）	中核市 （人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定）	施行時特例市 （特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市）
全国	20市	48市	36市
北海道	札幌(195)	旭川(33)、函館(26)	
東北	仙台(108)	いわき(35)、郡山(33)、秋田(31)、盛岡(29)、青森(28)、八戸(23)	山形(25)
首都圏	横浜(372)、川崎(147)、さいたま(126)、千葉(97)、相模原(72)	船橋(62)、八王子(57)、宇都宮(51)、柏(41)、横須賀(40)、高崎(37)、川越(35)、前橋(33)、越谷(33)	川口(57)、所沢(34)、水戸(27)、平塚(25)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎(23)、大和(23)、厚木(22)、つくば(22)、太田(21)、伊勢崎(20)、熊谷(19)、小田原(19)、甲府(19)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(41)	長岡(27)、福井(26)、上越(19)
中部圏	名古屋(229)、浜松(79)、静岡(70)	豊田(42)、岐阜(40)、岡崎(38)、長野(37)、豊橋(37)	一宮(38)、四日市(31)、春日井(30)、富士(24)、松本(24)、沼津(19)
近畿圏	大阪(269)、神戸(153)、京都(147)、堺(83)	姫路(53)、東大阪(50)、西宮(48)、尼崎(45)、枚方(40)、豊中(39)、和歌山(36)、奈良(36)、高槻(35)、大津(34)	吹田(37)、明石(29)、茨木(28)、八尾(26)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚(22)、岸和田(19)
中国	広島(119)、岡山(71)	倉敷(47)、福山(46)、下関(26)、呉(22)	松江(20)、鳥取(19)
四国		松山(51)、高松(42)、高知(33)	
九州	福岡(153)、北九州(96)、熊本(74)	鹿児島(59)、大分(47)、長崎(42)、宮崎(40)、久留米(30)、佐世保(25)	佐賀(23)
沖縄		那覇(31)	

（備考）
人口は、平成27年国勢調査人口（確定値）を表記（1万人未満切捨て）。

出所：表 1 と同じ

資料1. 指定都市制度の概要

指定都市制度の概要

1　政令指定都市とは、地方自治法第２５２条の１９第１項の規定により、政令で指定される人口５０万人以上の市をいう。

政令指定の要件としては、法の文言では人口５０万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところ。

2　政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。

政令指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、**(1) 事務配分、(2) 関与、(3) 行政組織、(4) 財政**の各面において他の一般市とは異なる特例が定められているところ。

(1) 事務配分上の特例

（例１）児童福祉に関する事務
　児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する県等の事務のほとんど全部を行うことになる。
（例２）都市計画に関する事務
　基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。
（例３）道路に関する事務
　道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。
（例４）教育に関する事務
　県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

(2) 関与の特例

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。
（例）地方債の協議又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の協議
　知事の関与に代えて各大臣の関与となる。

(3) 行政組織上の特例

指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。
（例）区の設置
　指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

(4) 財政上の特例

財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の増額等の措置がなされている。

3　平成24年4月1日現在、指定都市として２０市が指定。

都　市	人　口		移行年月日	指定政令　※3
	指定時人口　※1	※2		
大　阪　市	2，547	2，691，185	昭和31年9月1日	昭和31年政令第254号
名古屋市	1，337	2，295，638	昭和31年9月1日	
京　都　市	1，204	1，475，183	昭和31年9月1日	
横　浜　市	1，144	3，724，844	昭和31年9月1日	
神　戸　市	979	1，537，272	昭和31年9月1日	
北九州市	1，042	961，286	昭和38年4月1日	昭和38年政令第10号
札　幌　市	1，010	1，952，356	昭和47年4月1日	昭和46年政令第276号
川　崎　市	973	1，475，213	昭和47年4月1日	
福　岡　市	853	1，538，681	昭和47年4月1日	
広　島　市	853	1，194，034	昭和55年4月1日	昭和54年政令第237号
仙　台　市	857	1，082，159	平成元年4月1日	昭和63年政令第261号
千　葉　市	829	971，882	平成4年4月1日	平成3年政令第324号
さいたま市	1，024	1，263，979	平成15年4月1日	平成14年政令第319号
静　岡　市	707	704，989	平成17年4月1日	平成16年政令第322号
堺　　市	830	839，310	平成18年4月1日	平成17年政令第323号
新　潟　市	814	810，157	平成19年4月1日	平成18年政令第338号
浜　松　市	804	797，980	平成19年4月1日	
岡　山　市	696	719，474	平成21年4月1日	平成20年政令第315号
相模原市	702	720，780	平成22年4月1日	平成21年政令第251号
熊　本　市	734	740，822	平成24年4月1日	平成23年政令第323号

※1　指定時人口（単位：千人）は、

五大市 昭30.10
北九州市 昭40.10
札幌市・川崎市・福岡市 昭45.10
広島市 昭50.10
仙台市 昭60.10
千葉市 平2.10
さいたま市・静岡市・堺市 平12.10
新潟市・浜松市・岡山市・相模原市 平17.10
熊本市 平成22.10

の国勢調査人口を用いた。

※2　人口（単位：人）は、平成２７年国勢調査（確定値）

※3　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（北九州市の指定からは同政令の一部を改正する政令による。）

出所：総務省「指定都市制度の概要」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000450998.pdf　<2017.9.18>

資料 2. 平成 22 年国勢調査 地域区分に関する用語

大都市 22 年変更

「大都市」とは，政令指定都市及び東京都特別区部をいいます。

【平成22年変更内容】

平成22年調査では，東京都特別区部及び札幌，仙台，さいたま，千葉，横浜，川崎，相模原，新潟，静岡，浜松，名古屋，京都，大阪，堺，神戸，岡山，広島，北九州，福岡の各市が該当し，これを20大都市として表章しています（下線部分は平成22年に新たに設定）。

人口集中地区など

人口集中地区

「人口集中地区」とは，市区町村の境域内において，人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し，かつ，その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

人口集中地区は，平成2年調査までは，国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが，平成7年調査からは基本単位区（リンク）を基にしています。

＜人口集中地区の概念図＞

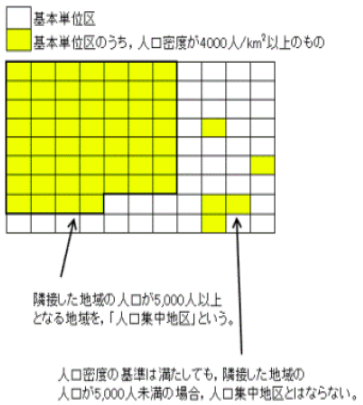

人口集中地区を設定した経緯

1. 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により，市部の地域内に，農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
2. 市部の地域は，従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり，統計の利用に不便が生じてきました。
3. 昭和35年調査の際に，この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し，これらについても集計することにしました。
4. 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか，都市計画，地域開発計画などの各種行政施策，学術研究，民間の市場調査などに広く利用されています。

準人口集中地区

「準人口集中地区」とは，市区町村の境域内で，人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接し，かつ，その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の地域です。

連合人口集中地区

「連合人口集中地区」とは，20大都市の各区の人口集中地区のうち，各区の境界を挟んで地理的に連接している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域です。これは，都市的地域（市街地）としての一体性，政令指定都市となる前と後との統計上の時間的接続性を考慮したものです。

ただし，20大都市において準人口集中地区が各区の境界を挟んで連接し，その合計人口が5,000人以上となっても連合人口集中地区とはしません。

連合人口集中地区は，それ自体が統計表で識別できるものではなく，人口集中地区数の算出の際に用いています。

大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村 22年変更

「大都市圏」及び「都市圏」は，広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり，中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成しています。

大都市圏は，昭和35年調査から，各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており，都市圏は昭和50年調査から設定しています。

各大都市圏・都市圏についての集計は，その全域についてだけでなく，中心市の地域と周辺市町村の地域について行っています。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は，昭和50年調査以降，以下の基準により設定しています。

中心市

大都市圏の「中心市」は，東京都特別区部及び政令指定都市としています。

ただし，中心市が互いに近接している場合には，それぞれについて大都市圏を設定せず，その地域を統合して一つの大都市圏としています（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は，大都市圏に含まれない人口50万以上の市としています。

周辺市町村

「周辺市町村」は，大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり，かつ中心市と連接している市町村としています。

ただし，中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても，その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は，周辺市町村としています。

以上の設定基準に基づき，平成22年調査における大都市圏・都市圏とその「中心市」は，以下のとおり予定しています（太字部分は平成22年に新たに大都市圏，都市圏及び中心市として設定）。

大都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市，千葉市，東京都特別区部，横浜市，川崎市，**相模原市**
新潟大都市圏	新潟市
静岡・浜松大都市圏	静岡市，浜松市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市，大阪市，堺市，神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市，福岡市

都市圏	中心市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
熊本都市圏	熊本市
鹿児島都市圏	鹿児島市

＜参考＞ 大都市圏の中心市の設定基準の推移

調査年	設定基準
昭和35年	人口60万以上の市
昭和40年	人口100万以上の市（ただし，人口100万以上の市と同一都道府県内に人口50万以上の市が存在している場合は，これら人口50万以上の市も中心市としています。）
昭和45年	人口50万以上の市
昭和50年以降	現行の基準（東京都特別区部及び政令指定都市。ただし，中心市が互いに近接している場合には，それぞれについて大都市圏を設定せず，その地域を統合して一つの大都市圏）

キロ圏・距離帯 22年変更

旧東京都庁（東京都千代田区），大阪市役所（大阪市北区），名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて，それぞれ東京70キロ圏，大阪50キロ圏，名古屋50キロ圏を設定し，それぞれの圏内を，幅10キロメートルごとに0～10キロ，10～20キロ，・・・の同心円状の距離帯に区分しています。

【平成22年変更内容】

平成17年調査では基本単位区を単位としてキロ圏・距離帯を設定しましたが，平成22年調査では町丁・字等を単位として設定します。

＜参考＞　キロ圏・距離帯の設定単位の推移

調査年	設定単位
平成12年以前	市区町村
平成17年	基本単位区
平成22年	町丁・字等

出所：総務省統計局「地域区分に関する用語」

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/word7.htm　<2017.9.18>

資料３．連携中枢都市圏構想推進要綱(抜粋)

連携中枢都市圏構想推進要綱

平成２６年８月２５日（総行市第２００号）制定
平成２７年１月２８日（総行市第４号）一部改正
平成２８年４月１日（総行市第３１号）一部改正

第１　趣旨

（１）今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、平成 24 年１月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によれば、平成 38 年には１億 2000 万を下回り、平成 60 年には１億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約 20%から、平成 36 年には 30%を超え、平成 60 年には約 40%へと大幅に上昇すると見込まれている。

現在、1,741 の市区町村のうち、人口５万以下の市区町村が全体の７割を占めており、残りの３割に人口の８割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21 世紀半ばの 2050 年（平成 62 年）までに、現在、人が居住している地域の約２割が無居住化するとも予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。

（２）連携中枢都市圏構想の目的

このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的である。このような問題意識は、第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」でも触れられているところである。

また、連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するとい

う観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものとする。

なお、この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。

（３）地方自治法上の連携協約の活用

連携中枢都市圏は、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項）を締結することにより、形成される圏域である。

地方自治法に規定された連携協約を活用する意義は、圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにある。

すなわち、連携協約を締結することとは、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになる。さらに、当該義務を履行する際など連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって都道府県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることになる。

このように、地方自治法に規定された連携協約に基づき、それぞれの地方公共団体が義務を負うことと第三者による迅速・公平な解決方策が提示されることが制度的に担保されていることから、連携協約を締結した地方公共団体は継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができるようになる。

なお、この取組は、都道府県境を越えて相互に連携することも可能であり、さらに連携事業の一環として民間事業者を巻き込むことで、より広域的・複層的な連携、いわゆる「シティリージョン」の形成にも資するものである。

第２　この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和５５年政令第９８号）によって調査した平成２２年１０月１日現在の数値（平成２２年１０月２日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成２２年１０月１日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別１５歳以上就業者数及び１５歳以上通学者数」中「総数」のうち「１５歳以上就業者」及び「１５歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得

た数値をいう。

第３　連携中枢都市

連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

① 地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市又は同法第２５２条の２２第１項の中核市であること。

② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値（以下「昼夜間人口比率」という。）がおおむね１以上であること。

イ 平成１１年４月１日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第５（４）及び第９に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼夜間人口比率がおおむね１以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成２７年８月１４日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第２８１条第１項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が０．１未満であること。

この場合において、平成１１年４月１日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

＜以下、略＞

出所：総務省（2016）

資料 4. 連携中枢都市圏の取組の推進（1）

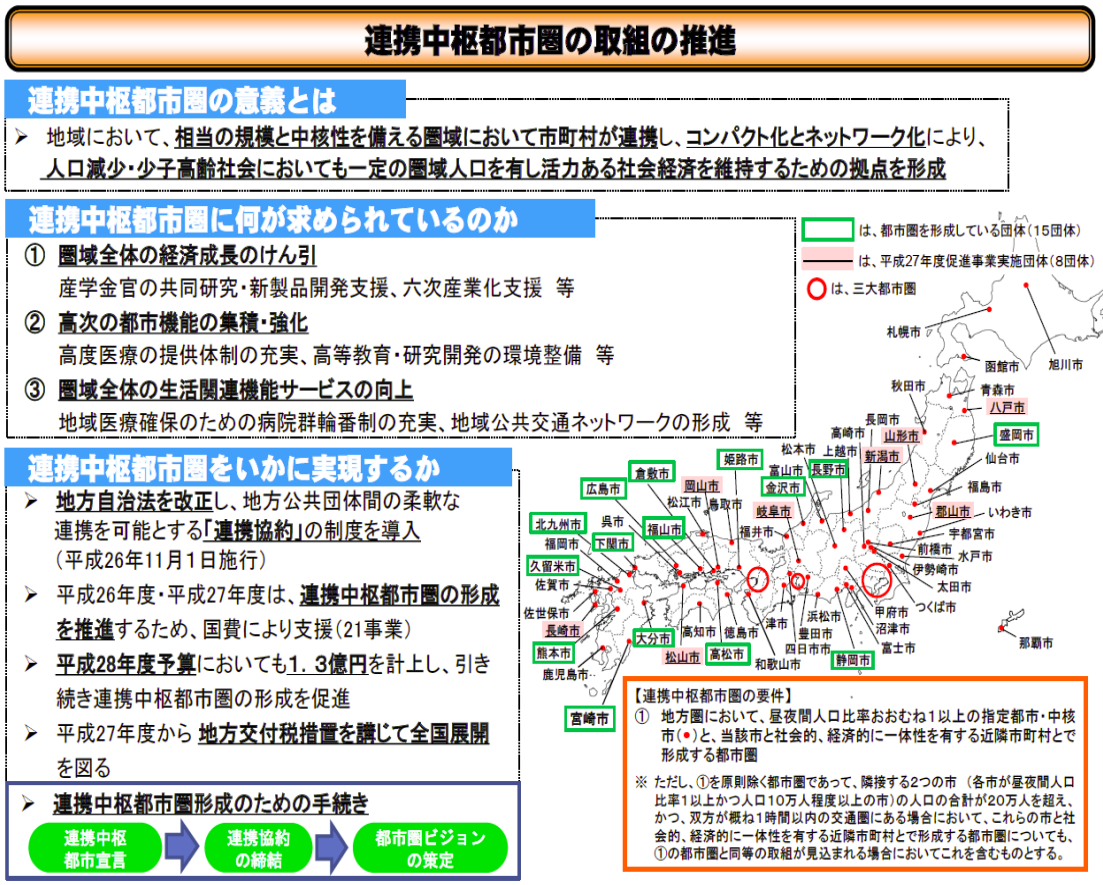

出所：内閣府経済財政審会議ワーキンググループ資料（2016）

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg3/280726/pdf/shiryou4.pdf ＜2017.9.18＞

資料５．連携中枢都市圏の取組の推進（2）

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

１．連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

（１）連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約２億円）

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。１市当たり年間１．２億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

（２）連携市町村の取組に対する特別交付税措置

１市町村当たり年間１，５００万円を上限

２．外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

・圏域外における専門性を有する人材の活用

上限700万円、最大３年間の措置

３．個別の施策分野における財政措置

（１）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置

病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）

（２）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

12

広域連携の推進

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「集落ネットワーク圏」を形成。

具体的な支援

- 地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市（人口5万人程度以上）と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。
  - ※中心市宣言団体数：101団体
  - ※協定締結等圏域数：84圏域（H27.1.30現在）

具体的な支援

- 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

※ 平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。

※具体的な都市（圏）は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の要件に該当する都市（圏）＊は対象とする
（＊全国で61市が該当（①地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）、②昼夜間人口比率おおむね1以上）

役割

① 圏域全体の経済成長のけん引
② 高次の都市機能の集積・強化
③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入
- 先行的なモデルを構築する事業を実施（約1.3億円）
- 今後、圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。
  （平成27年度予算案2.0億円）
- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、地方交付税措置を実施。

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

13

「連携中枢都市圏」の形成

施策概要・目的

○重複する都市圏域概念を新たな都市圏に統一
○地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを行う

2020年KPI

○地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全ての対象都市圏が形成されるよう努める
○地方版総合戦略を踏まえ、「連携中枢都市圏」の圏域数の目標を設定
○地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定

施策イメージ

名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省・国土交通省・経済産業省
目 的	地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方に基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する	複数の地方都市等が、コンパクト化とネットワークの活用により、一定規模の人口を確保し、相互に各種高次都市機能を分担・連携	都市化や都市問題について研究するため、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
市町村の連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件とするか等の具体的な制度設計は今後の検討事項	－	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用
実 績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	－	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
対象の条件等	61都市（圏） （①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市を中心とする圏域）	60～70箇所程度（想定） （2010年時点で中心市人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏が61箇所あるとの試算結果を踏まえ想定） （三大都市圏の11都府県を除く）	(1)中心都市をDID人口等によって設定 (2)郊外都市を中心都市への通勤率によって設定 等	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる なお、従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の要件に該当する都市（圏）は対象とする

工程表（主要）

緊急的取組	27年度	28年度以降
○関係省庁の支援策（案）の明示	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援

14

出所：総務省（2015）

表 3．連携中枢都市圏の形成の動き

連携中枢都市圏の形成の動き①

平成29年3月31日現在

	圏域名 （連携中枢都市）	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1	播磨圏域連携中枢都市圏 （姫路市）	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市（計：7市8町）	1,307,003人 （うち姫路市 535,664人）
2	備後圏域 （福山市）	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町 （計：5市2町）	857,212人 （うち福山市 464,811人）
3	高梁川流域連携中枢都市圏 （倉敷市）	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 （計：6市3町）	770,183人 （うち倉敷市 477,118人）
4	みやざき共創都市圏 （宮崎市）	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町 （計：2町）	428,089人 （うち宮崎市 401,138人）
5	久留米広域連携中枢都市圏 （久留米市）	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町 （計：3市2町）	456,196人 （うち久留米市 304,552人）
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 （盛岡市）	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 （計：2市5町）	476,758人 （うち盛岡市 297,631人）
7	石川中央都市圏 （金沢市）	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 （計3市2町）	728,259人 （うち金沢市 465,699人）
8	長野地域連携中枢都市圏 （長野市）	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町 （2市4町2村）	543,424人 （うち長野市 377,598人）
9	下関市連携中枢都市圏 （下関市）	H27年9月30日	H27年12月18日 （形成方針策定）	H28年3月29日公表	【山口県】下関市（合併1市圏域）	268,517人
10	大分都市広域圏 （大分市）	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町 （計：6市1町）	778,237人 （うち大分市 478,146人）
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 （高松市）	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町 （計2市5町）	585,348人 （うち高松市 420,748人）
12	熊本連携中枢都市圏 （熊本市）	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町 （計：4市10町2村）	1,123,424人 （うち熊本市 740,822人）
13	広島広域都市圏 （広島市）	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 （計：10市13町）	2,324,756人 （うち広島市 1,194,034人）

連携中枢都市圏の形成の動き②

平成29年3月31日現在

	圏域名（連携中枢都市）	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14	北九州都市圏域（北九州市）	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町（計：5市11町）	1,394,457人（うち北九州市 961,286人）
15	しずおか中部連携中枢都市圏（静岡市）	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町（計：4市2町）	1,168,000人（うち静岡市 704,989人）
16	松山圏域（松山市）	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町（計：2市3町）	646,055人（うち松山市 514,865人）
17	とやま県西圏域（高岡市・射水市）	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市（計：4市）	443,151人（うち高岡市172,125人、射水市92,308人）
18	八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市）	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町（計：6町1村）	323,447人（うち八戸市 231,257人）
19	新潟広域都市圏（新潟市）	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町（計：6市3町1村）	1,258,878人（うち新潟市 810,157人）
20	岡山連携中枢都市圏（岡山市）	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町（計：7市5町）	1,170,158人（うち岡山市 719,474人）
21	山口県央連携都市圏域（山口市・宇部市）	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町（計：4市1町）	628,836人（うち山口市197,422人、宇部市169,429人）
22	長崎広域連携中枢都市圏（長崎市）	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町（計：2町）	501,860人（うち長崎市 429,508人）
23	かごしま連携中枢都市圏（鹿児島市）	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市（計：3市）	753,518人（うち鹿児島市 599,814人）

出所：総務省（2017）

資料 6. 連携中枢都市宣言書（事例：北九州市）

連携中枢都市宣言

福岡県北東部の１７市町（北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町）は、北九州市の中央部を境に、響灘に面した「筑前の国」と周防灘に面した「豊前の国」に分れていた歴史があるものの、近年は北九州市を扇の中心として一体的な経済圏・生活圏を形成し発展してきました。

しかしながら、本圏域においても、急速な少子高齢化の進展などに伴い、今後、継続的に人口が減少することが予想されます。

このため、圏域の市町がそれぞれの資源や機能の効率的な活用を図り、広域による行政展開のメリットを最大限引き出しながら、圏域全体の活性化と魅力ある圏域の形成を図っていく必要があります。

このようなことから、北九州市は、国が推進する連携中枢都市圏構想のもと、本圏域の中枢都市として、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を形成していくことを、ここに宣言します。

一　北九州市は、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」の中枢都市として、圏域の将来像を描き、魅力と活力ある圏域形成を目指します。

一　北九州市は、コンパクト化とネットワーク化の観点から、拠点性の一層の強化を図るとともに、経済成長を牽引し、圏域全体の活性化を目指します。

一　北九州市は、近隣市町との強力な連携と役割分担のもと、広域的な観点から住民サービスの向上を目指します。

平成２７年１２月２４日

北九州市長　　北橋　健治

（福岡県における本圏域位置図）

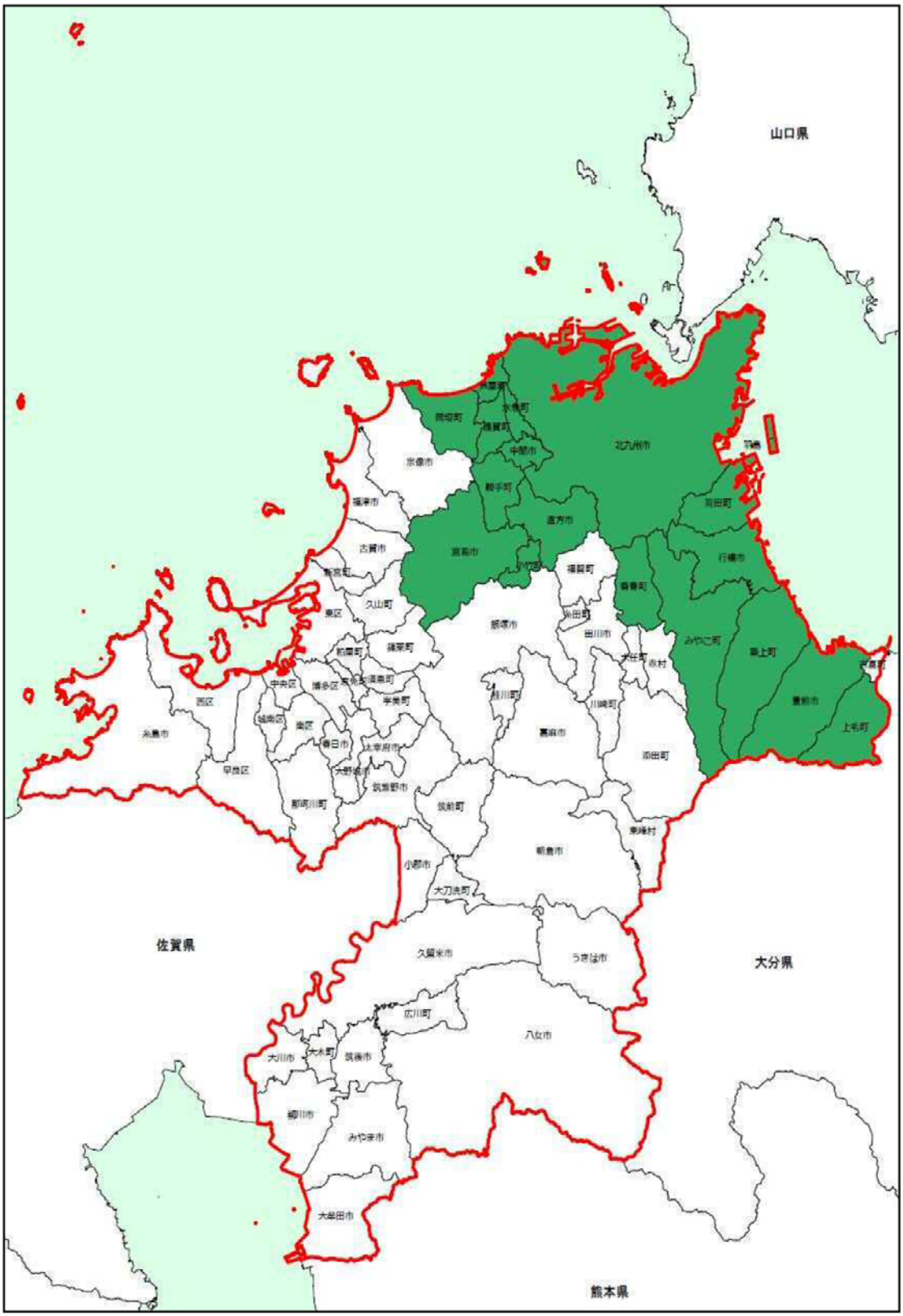

２．圏域の通勤通学割合、現在の人口・将来推計人口について

【資料１】圏域の通勤通学割合、現在の人口・将来推計人口など

No.	市町名		北九州市への通勤通学割合	面積（k㎡）	総人口（人）		
					2010 年	2040 年	増減率（%）
1	連携中枢都市	北九州市		491.95	976,846	784,162	▲ 19.7
2	連携市町	直方市	0.15	61.76	57,686	42,784	▲ 25.8
3		行橋市	0.17	70,05	70,468	58,208	▲ 17.4
4		豊前市	0.05	111.10	27,031	19,041	▲ 29.6
5		中間市	0.43	15.96	44,210	28,249	▲ 36.1
6		宮若市	0.06	139.99	30,081	22,751	▲ 24.4
7		芦屋町	0.34	11.60	15,369	10,533	▲ 31.5
8		水巻町	0.47	11.01	30,021	21,201	▲ 29.4
9		岡垣町	0.30	48.64	32,119	28,750	▲ 10.5
10		遠賀町	0.37	22.15	19,160	15,001	▲ 21.7
11		小竹町	0.06	14.18	8,602	5,103	▲ 40.7
12		鞍手町	0.19	35.60	17,088	10,293	▲ 39.8
13		香春町	0.12	44.50	11,685	7,165	▲ 38.7
14		苅田町	0.23	48.88	36,005	30,302	▲ 15.8
15		みやこ町	0.13	151.34	21,572	13,654	▲ 36.7
16		上毛町	0.03	62.44	7,852	5,518	▲ 29.7
17		築上町	0.10	119.61	19,544	12,575	▲ 35.7
圏域合計			—	1,460.76	1,425,339	1,115,294	▲ 21.8

※　2010 年人口、通勤通学依存率は、平成 22 年国勢調査による
※　■は通勤通学割合が 0.1 以上である市町
※　面積は、国土地理院「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」による
※　2040 年人口は、国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）」による

出所：北九州市「連携中枢都市宣言書」

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000723578.pdf　<2018.9.18>

資料 7. 連携中枢都市圏連携協約書（事例：北九州市・直方市）

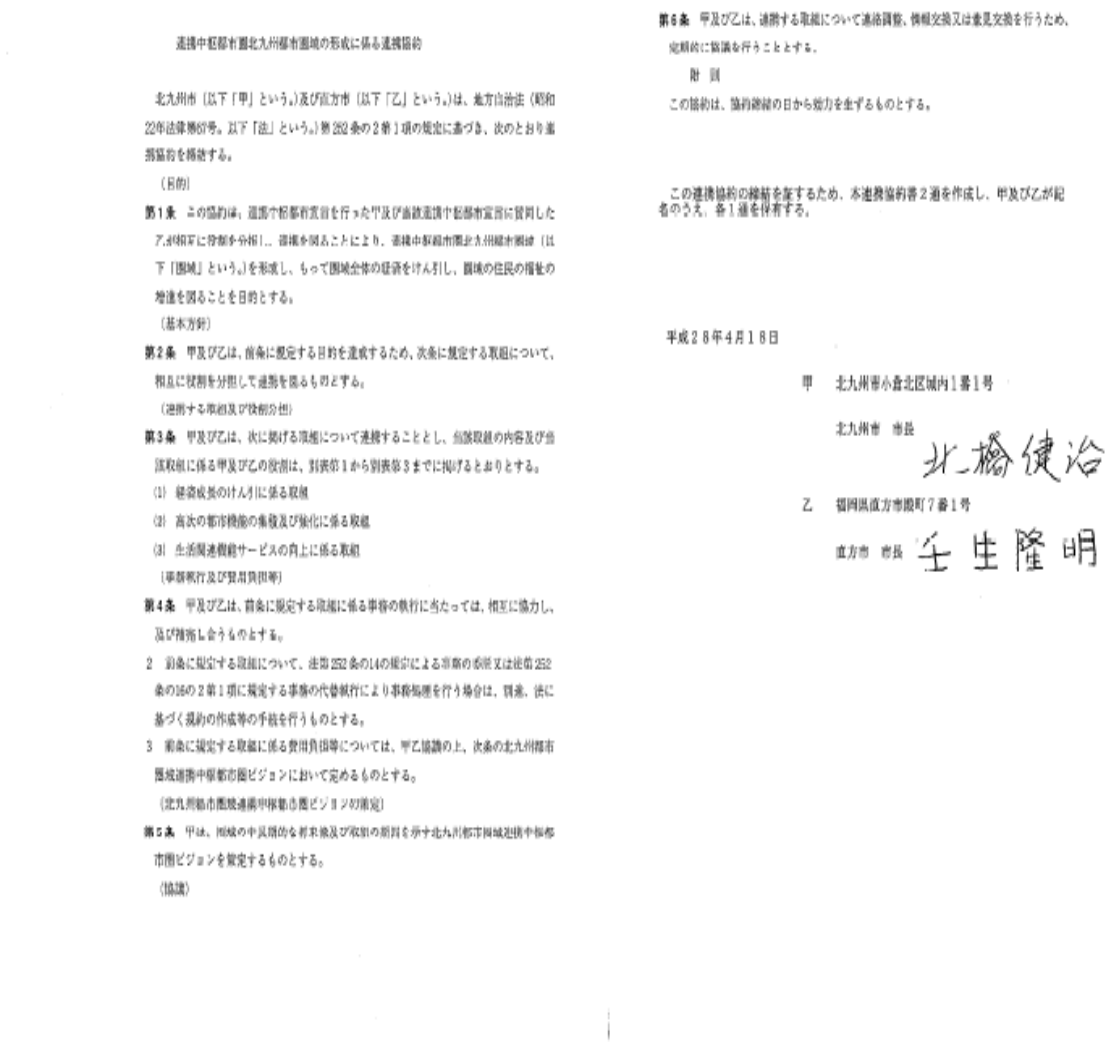

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約

北九州市（以下「甲」という。）及び直方市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条　この協約は、連携中枢都市宣言を行った甲及び当該連携中枢都市宣言に賛同した乙が相互に役割を分担し…連携を図ることにより、連携中枢都市圏北九州都市圏域（以下「圏域」という。）を形成し、もって圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条　甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条　甲及び乙は、次に掲げる項目について連携することとし、当該取組の内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(1)　経済成長のけん引に係る取組

(2)　高次の都市機能の集積及び強化に係る取組

(3)　生活関連機能サービスの向上に係る取組

（事務処理及び費用負担等）

第4条　甲及び乙は、前条に規定する取組に係る事務の執行に当たっては、相互に協力し、及び補完し合うものとする。

2　前条に規定する取組について、法第252条の14の規定による事務の委託又は法第252条の16の2第1項に規定する事務の代替執行により事務処理を行う場合は、別表、法に基づく規約の作成等の手続を行うものとする。

3　前条に規定する取組に係る費用負担等については、甲乙協議の上、次条の北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンにおいて定めるものとする。

（北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定）

第5条　甲は、圏域の中長期的な将来像及び取組の指針を示す北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定するものとする。

（協議）

第6条　甲及び乙は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うこととする。

附　則

この協約は、協約締結の日から効力を生ずるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月18日

甲　北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市　市長　北橋健治

乙　福岡県直方市殿町7番1号

直方市　市長　手生隆明

出所：北九州市「北九州市と直方市における北九州都市圏域連携中枢都市圏連携協約書」

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000734653.pdf　<2017.9.18>

資料 8. 連携中枢都市圏ビジョン（事例：北九州都市圏域）

目　　次

Ⅰ　連携中枢都市圏及び構成自治体
1　目的　1
2　連携中枢都市圏の名称　1
3　連携中枢都市圏を構成する市町の名称　1
4　連携中枢都市圏のロゴマーク・キャッチフレーズ　2
Ⅱ　圏域市町の概要・都市機能の集積
1　圏域市町の概要　3
(1) 圏域市町の状況　3
(2) 圏域市町の通勤・通学割合　4
(2)「北九州都市圏域」の都道府県との比較　5
2　都市機能の集積状況　8

Ⅲ　国立社会保障・人口問題研究所による圏域の推計人口
1　圏域の将来推計人口　13
2　人口構成（推計）　16

Ⅳ　圏域の中長期的な将来像
1　圏域の方向性　17
(1)圏域の目指す姿　17
(2)圏域を超えた連携　17
2　圏域の中長期的な目標　17
3　取組期間　19
4　圏域の成果指標　20
5　都市圏ビジョンの推進体制　21

Ⅴ　連携協約に基づき推進する具体的取組
1　経済成長のけん引に係る取組　22
2　高次の都市機能の集積及び強化に係る取組　30
3　生活関連機能サービスの向上に係る取組　34
A 生活機能の強化に係る政策分野　34
B 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　48
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　55

出所：北九州市「北九州都市圏域 連携中枢都市圏ビジョン（第 1 次改訂版）」
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000768617.pdf <2017.9.18>

資料 8. 立地適正化計画制度及びその意義と役割

「我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。」

出所：国土交通省「立地適正化計画制度」

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html ＜2017.9.18＞

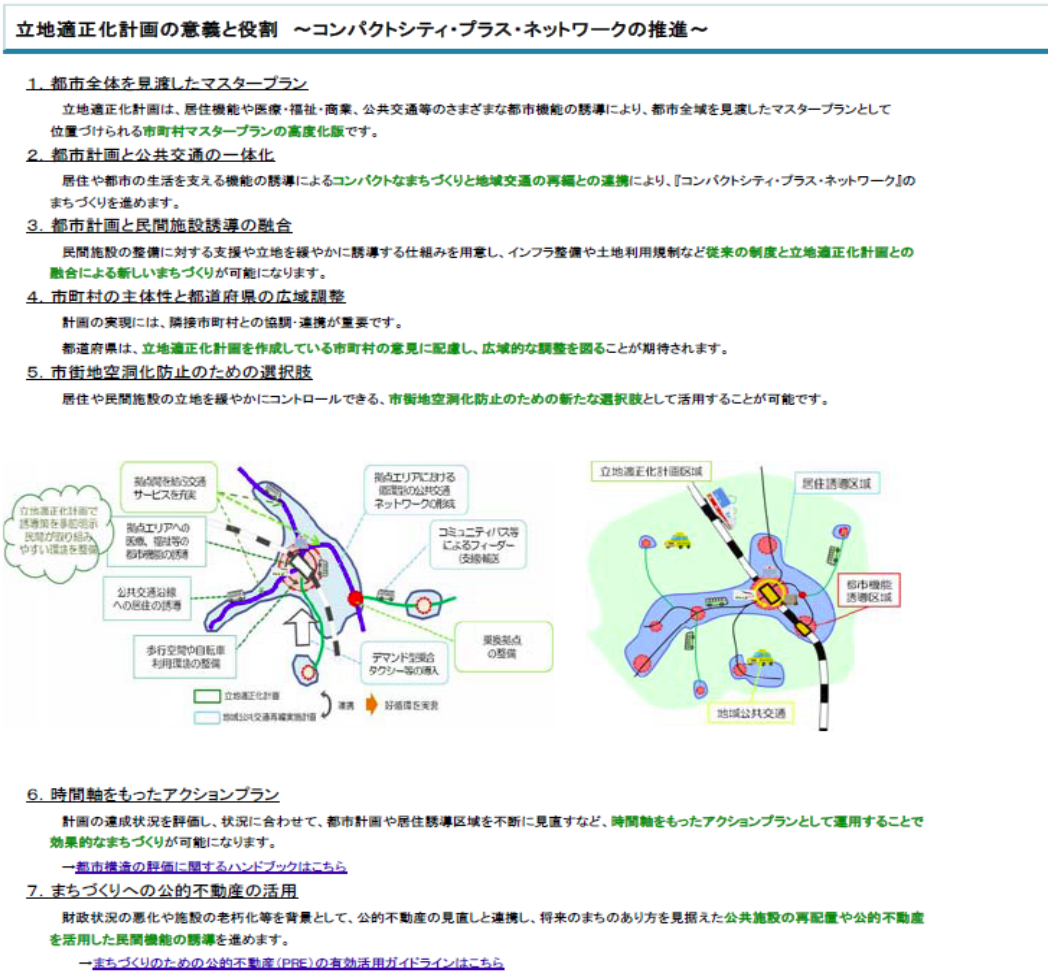

立地適正化計画の意義と役割 ～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～

1. 都市全体を見渡したマスタープラン
   立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。
2. 都市計画と公共交通の一体化
   居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。
3. 都市計画と民間施設誘導の融合
   民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。
4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整
   計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。
   都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。
5. 市街地空洞化防止のための選択肢
   居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

6. 時間軸をもったアクションプラン
   計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。
   →都市構造の評価に関するハンドブックはこちら
7. まちづくりへの公的不動産の活用
   財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。
   →まちづくりのための公的不動産（PRE）の有効活用ガイドラインはこちら

出所：国土交通省「立地適正化計画の意義と役割　～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～」

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network2.html ＜2017.9.18＞

表 4. OECD のコンパクトシティ指標

分野		指標	説明
コンパクト性に関わる指標	高密度で近接した開発パターン	1. 人口と市街地の成長	大都市圏内の人口と市街地の年間増加率
		2. 市街地人口密度	大都市圏内の市街地面積に対する人口
		3. 既存市街地の「改装」	グリーンフィールドではなく既存市街地で行われる都市開発の割合
		4. 建物の高度利用	住宅およびオフィスの空室率
		5. 住宅形態	総住宅戸数に占める集合住宅の割合
		6. トリップ距離	通勤／全トリップに関する平均トリップ距離
		7. 都市的土地被覆	大都市圏に占める市街地の割合
	公共交通機関でつながった市街地	8. 公共交通機関を利用したトリップ数	総トリップ数に占める公共交通機関を利用したトリップ数の割合（通勤／全トリップ）
		9. 公共交通機関への近接性	公共交通機関の駅から徒歩圏内（例、500m）の人口（および／または雇用）が総人口に占める割合
	地域のサービスや職場までの到達しやすさ	10. 職場と住宅のマッチング	近隣規模における職場と住宅のバランス
		11. 地域サービスと住宅のマッチング	近隣規模における地域サービスと住宅のバランス
		12. 地域サービスへの近接性	地域サービスから徒歩圏内（例、500m）の人口の割合
		13. 徒歩および自転車によるトリップ数	総トリップ数に占める徒歩および自転車によるトリップ数（通勤／全トリップ）の割合
コンパクトシティ政策の影響に関連する指標	環境	14. 公共空間と緑地	一般市民が利用できる緑地から徒歩圏内（例、500m）の人口の割合
		15. 交通のエネルギー利用	1 人当たり交通エネルギー消費量
		16. 住宅のエネルギー利用	1 人当たり住宅エネルギー使用量
	社会	17. アフォーダビリティ	総家計支出に占める住宅および交通に対する家計支出の割合
	経済	18. 公共サービス	都市インフラ（道路、給水施設など）の維持に対する 1 人当たり支出

出所：OECD（2012）邦訳, p. 89, 「表 3.2. 主要コンパクトシティ指標」

図 3. 政府間のネットワーク関係

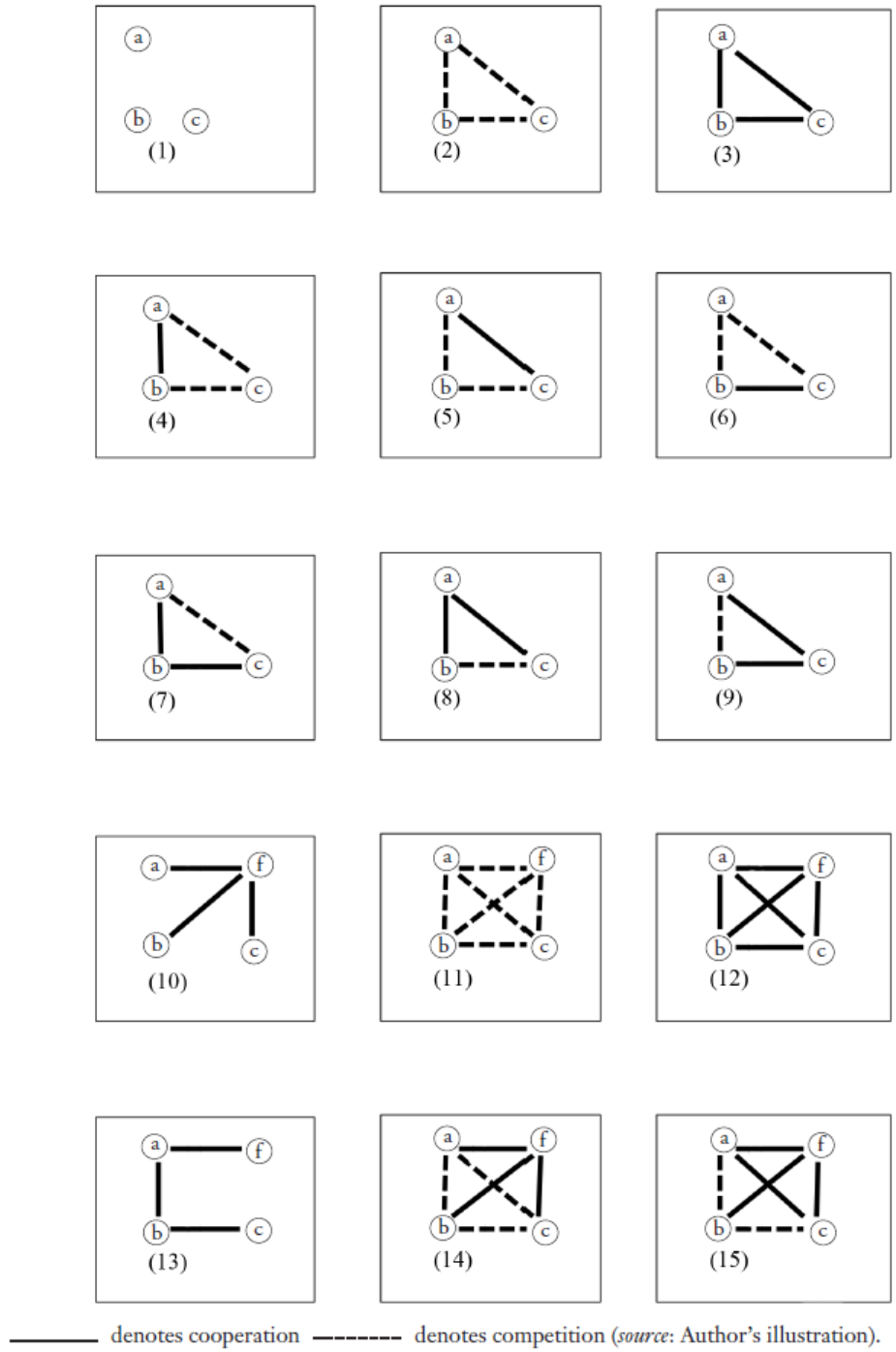

出所：Yokoyama (2014: 186), "Figure1. Intergovernmental networks among governments"